

環境を取り巻く情勢の変化

1 「脱炭素社会の構築」関連

- ① 地球温暖化対策推進法が改正され、基本理念として、2050 年までの脱炭素社会実現が明記されるとともに、地方公共団体による再生可能エネルギーの活用を促進するための制度等を創設（R3. 5）
- ② 脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つ同時に実現を目指す「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定（R5. 2）
- ③ カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群が GX を牽引する枠組み GX リーグの取組が開始された（R5. 4）
- ④ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書にて、2030 年までに必要な温室効果ガス削減量（2019 年比）は、世界的な平均気温の上昇を産業革命前と比較して、2℃未満に抑えるためには 21%、1.5℃未満に抑えるためには 43%であることが示された（R5. 3）
- ⑤ 水素社会実現に向けた方向性が示す国の「水素基本戦略」が改定された（R5. 6）
- ⑥ 気候変動適応法が改正され、熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法に位置付け、さらにより深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、熱中症特別警戒情報を創設（R6. 4）
- ⑦ 国の地球温暖化対策計画改正が閣議決定され、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減する目標値を新たに設定（R7. 2）
- ⑧ 労働安全衛生規則が改正され、事業者への熱中症対策が義務化（R7. 4）

2 「循環型社会の形成」関連

- ① 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行（R4. 4）
- ② 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が公布（R6. 5）
- ③ 「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定（R6. 8）
- ④ 「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」が関係閣僚会議で決定された（R6. 12）
- ⑤ 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が見直された（R7. 3）

3 「地球環境、大気・水環境等の保全」関連

- ① 建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散防止を徹底するため、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が施行（R3. 4）
- ② 環境省が「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」を設置（R5. 1）
- ③ 六価クロム及び大腸菌群数に係る環境基準の見直し（R4. 4）

4 「生物多様性の保全」関連

- ① 地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設けた「自然公園法の一部を改正する法律」が施行（R4. 4）
- ② 生物多様性条約 COP15 で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択（R4. 12）
- ③ 「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定（R5. 3）
- ④ 企業等による地域における生物多様性の増進のための活動促進を目的とした「地域生物多様性増進法」が施行（R7. 4）
- ⑤ 環境省九州地方環境事務所が令和 4 年度から熊本県、福岡県、長崎県、沖縄県、佐賀県、鹿児島県の ECO-DRR カルテを作成（R7. 4）
なお、令和 7 年度宮崎県、大分県版を作成予定

5 「環境保全のために行動する人づくり」関係

- ① 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（環境教育等促進法に基づく基本方針）の変更が閣議決定され、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びや ICT を活用した学びの実践の推進等が追加（R6.5）

6 「環境と調和した地域・社会づくり」関係

- ① 国民の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位に置いた「新たな成長」の実現を目標とした「第6次環境基本計画」が閣議決定（R6.5）
- ② 「建築物省エネ法」が改正され、省エネルギー基準適合義務の対象が拡大（R7.4）